

令和4年5月11日
大 阪 税 関

大阪税関における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について

【概要】

令和4年5月10日（火）、大阪税関総務部の職員が新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性であることが判明しました。

【当該職員の業務内容等】

- 当該職員は、大阪税関総務部（大阪市港区）において、業務に従事する中で、過去1週間のうちに外部の方と接する業務は行っておりません。
- 5月10日（火）以降は、大阪税関総務部での勤務はありません。

【大阪税関総務部の対応】

- 当該職員が執務等をした区画を一時閉鎖の上、清掃・消毒を実施しております。
- 現時点において、業務に従事している職員に発熱等の症状のある者はありません。

【問合せ先】

大阪税関 総務部税関広報広聴室
TEL：06 - 6576 - 3067